

### ～ 税務上の意外な落とし穴も？～

#### 適格退職年金の行方



生命保険協会、信託協会が毎年公表している「企業年金の受託概況」の平成22年3月末現在の速報値が発表されました。

注目の適格退職年金は昨年（H20年）度末の25,441件から17,184件となりました。過去の減少推移をみると、H17年度は、確定拠出年金、中退共への移行要件緩和により移行が促進され7,671件でしたが、H18、19年度はそれぞれ6,205、6,059件と伸び悩み、H20年度は7,362件とペースを戻し、今回発表の平成21年度は更なる受託機関の頑張りもあり、8,257件の減少となりました。 [最終ページの図表参照](#)。

適格退職年金の移行先をみると確定給付企業年金が7,405件、厚生年金基金が608件となっており、特に確定給付企業年金の件数の伸びが顕著なものとなっています（企業型確定拠出年金の規約数は3,301件、実施事業主数12,902社）。

廃止まで残り2年となった今、残されている適格退職年金を確実に移行または解約させていかなければなりません。そうしないと適格退職年金に残されている加入者249万人に税制上の不利益などの影響があるかもしれません。

そのようなことから生命保険協会のホームページでは、「適格退職年金を実施しているお客さまへ」と題して、適格退職年金の移行を促しています。

<http://www.seiho.or.jp/data/other/tekinen/index.html>

その内容をいくつか紹介します。まず、「適格退職年金移行の必要性」として「適格退職年金について他の企業年金制度等への移行などの対応を行わない場合、平成24年4月以降は掛金について従業員の所得税課税（みなし給与課税）となるなど、大きな影響が出るが見込まれます。」とあります。

つまり、以前にもこのメルマガで警告しましたが、企業が拠出する掛金は損金算入を継続できる代わりに従業員に給与所得として課税されることとなります。一時金給付の一時所得扱いになること、年金給付の公的年金等控除が適用されないことは記載されていませんが、同様に従業員や受給者の不利益となるため注意が必要です。

また、「適格退職年金から他の企業年金制度等への移行には、移行先の決定から移行手続きの完了まで約10ヶ月の期間を要しますので、早急に移行先をご決断のうえ、お手続きを開始ください。」「適格退職年金から他の企業年金制度等への移行には、検討着手から手続完了まで約2年、場合によってはそれ以上の期間を必要とすることもあります。」ともあり、早急な対応を求めています。

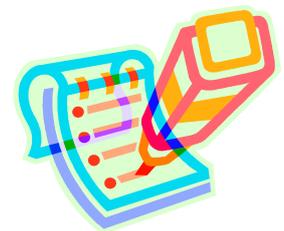
「適格退職年金の4つの移行先」の中に「法令上、適格退職年金と中小企業退職金共済を併用している団体では、適格退職年金資産を中小企業退職金共済に移換することができません。」との記載があります。

生命保険協会では、適格退職年金の円滑な移行のための様々な取組みをしており、その一つとして「適年と中退共を併用している団体において適年資産の中退共への非課税移換を可能とする措置を講ずること」を税制改正要望等を通して行っています。しかし、厚生労働省等の対応措置は現在のところ講じられていません。そのため、本年4月、厚生労働省に対して、適年資産を中退共に移換することが中退共契約を新たに締結する場合に限定して認められている趣旨について、照会を行ったのですが、厚生労働省から「既の中退共契約を締結している企業では退職金を支払う基本的仕組みは確保されていることから、労働者が企業年金の仕組みから外れることのないようにするため認められていない」旨の回答がありました。こうした状況から、今後も、「適年と中退共を併用している団体において適年資産の中退共への非課税移換を可能とする措置」が講じられる見込みはないと考えているようです。

このような現状がある中でも、いったん中退共を解約して、適格退職年金の資産を中退共に改めて移換するなどの工夫で、移行を完了している例もあります。

一方、適格退職年金の移行推進のために、確定給付企業年金の簡易基準の規制緩和や事務簡素化が7月1日から施行される予定です。簡易基準は、予定脱退率や予定昇給率を用いず、受託機関としても計算や事務が簡素化されることから、業務委託費が割安に設定され、中小企業が利用しやすいものとなっています。現在は、加入者数300人未満で利用できますが、これを500人未満とし、平成23年度末まで不要とされている年金数理人の署名捺印も当分の間、不要となる見込みです。さらに、厚生労働省から地方厚生局への権限移譲範囲も広がるようです。

適格退職年金移行に取り組んでいる方も多いとは思いますが、このような取り組みに加えて、皆さんの企業年金の知識やノウハウをフルにいかして、移行をすみやかに完了させ、新しい企業年金の時代を創ることが求められていると思います。



< 著者プロフィール >

## 中林 宏信 氏

年金数理人、社団法人日本アクチュアリー会正会員、トータル・ライフ・コンサルタント（生保協会認定FP）  
日本商工会議所認定1級DCプランナー、確定拠出年金普及協会認定DCアドバイザー等。

日本年金数理人会、日本アクチュアリー会、厚生年金基金連合会（現企業年金連合会）、生命保険協会等の各委員会の委員・委員長を歴任、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金等の年金財政・コンサルティング、退職給付会計の算定・検証・コンサルティングを中心に活動。

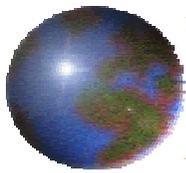
生命保険計理・商品分野や収益・リスク管理分野、資産運用分野にも詳しく、講演・執筆活動も多数。

**今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。**

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488



# 適格退職年金の推移

